

出生届を提出された方へ

2階ネウボラざまりんで出生に関する手続きをしてください。

手続き一覧

○出生連絡票

妊産婦健康診査費用補助券等冊子にとじ込まれている出生連絡票(はがき)を提出してください。出生連絡票を提出された方に産婦健診、産後ケア、赤ちゃん訪問などをご案内します。

※出生連絡票をお持ちでない場合は、お渡ししますので窓口にお越しください。

また、土曜開庁は行っていませんのでこども家庭課窓口に設置してあるポストへ投函してください。

【問合せ先】ネウボラざまりん ☎046-252-7776

○妊婦及び乳幼児移動費用支援給付金

出生した子供1人につき12,000円を子供の養育者に支給します。座間市公式LINEアカウントから申請してください。

【問合せ先】こども家庭課こども総務係 ☎046-252-8025

○小児医療費助成制度(小児医療証)

小児医療費助成制度は、0歳～満18歳年度末までの子供の医療費(保険適用分の自己負担額)を助成する制度です。

申請(郵送可)は、子供の健康保険証が出来た後になりますが、制度の説明と申請書等をお渡ししますので、子育て支援課窓口までお越しください。

また、申請しないと小児医療証は発行されませんのでご注意ください。

【問合せ先】子育て支援課子育て支援係 ☎046-252-7201

○児童手当(公務員の方は勤務先へ申請してください)

中学校修了前の児童を養育している方に、申請に基づき、手当(月額5,000円～15,000円)を支給します。申請が遅れると受給の始まる月も遅れてしまいますので、本日、手続きできない場合は、必ず出生の翌日から15日以内に申請してください。

持ち物：受給者(父または母の所得が多い方)の振込先が確認できるキャッシュカードまたは通帳

【問合せ先】子育て支援課子育て支援係 ☎046-252-7201

～ネウボラざまりんとは～

ネウボラとは、フィンランド語で「相談・助言の場」という意味です。

ネウボラざまりんでは、妊娠前から子育て期まで、切れ目ない支援を実施することを目的とし、妊娠を望む人、妊産婦および乳幼児とその保護者に対して、妊娠・出産・育児に関する相談、情報提供や母子健康手帳発行時に母子保健コーディネーターが出産・子育てに向けた妊娠・出産・子育て支援プランを作成します。

その他の出生に関するお知らせ

○子育て応援金

座間市出産・子育て応援交付金事業の一環で実施している経済的支援です。赤ちゃん訪問後、申請可能になります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

※市ホームページは「座間市出産・子育て応援交付金」で検索または右の二次元コードからご確認ください。



【問合せ先】こども家庭課こども総務係 ☎046-252-8025

○住民票の写し

出生届の提出をした当日中（閉庁時を除く）に窓口もしくはコンビニで住民票の写しを取得する場合には、お子様が記載されている必要がある旨、必ず連絡をしてください。事務手続き上、お子様が記載されていない住民票の写しが発行される場合がございます。

【問合せ先】戸籍住民課戸籍係 ☎046-252-8084

○住民票コード通知書

座間市からお子様の住民登録地へ1週間ほどで普通郵便にて到着します。

※住民票コードとは、個人番号（マイナンバー）とは異なるものです。

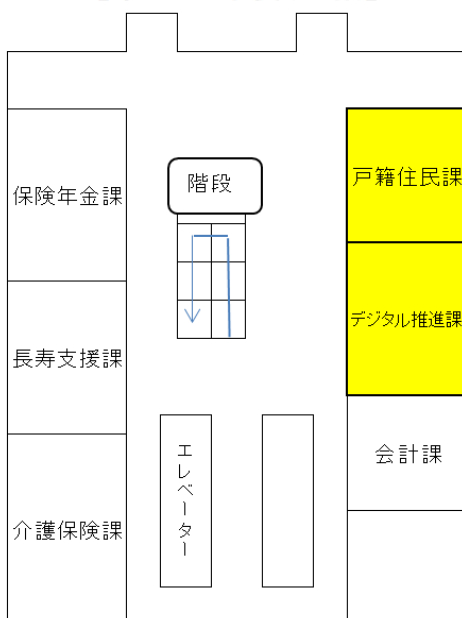
【問合せ先】戸籍住民課窓口係 ☎046-252-8083

○個人番号（マイナンバー）通知書

地方公共団体情報システム機構からお子様の住民登録地へ2週間から1か月ほどで簡易書留にて到着します。万が一、郵便局の保管期間中に受け取ることができなかった場合には、座間市に保管されますのでご連絡ください。

【問合せ先】デジタル推進課マイナンバー係 ☎046-252-8006

【案内図（市役所1階）】



【案内図（市役所2階）】

